# 令和6年度

高知県健全化判断比率及び 資金不足比率審査意見書

高知県監査委員

高知県知事 濵田 省司 様

 高知県監査委員
 土 森 正 一

 同
 上 治 堂 司

 同
 奥 村 陽 子

 同
 五百藏 誠 一

令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、 令和7年8月14日付けで審査に付された令和6年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤 字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)並びに資金 不足比率とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見 を付する。

# 目 次

第 1	審査の基準・		 	 	 	 • 1
第 2	審査の種類・		 	 	 	 • 1
第 3	審査の対象・		 	 	 	 • 1
第 4	審査の着眼』	点······	 	 	 	 • 1
第 5	審査の実施に	内容⋯⋯	 	 	 	 • 1
第6	審査の結果に	及び意見·	 	 	 	 • 1
参考·			 	 	 	 • 3
I	実質赤字比率	率•••••	 	 	 	 • 4
П	連結実質赤質	字比率•••	 	 	 	 • 5
Ш	実質公債費」	<b>北率·····</b>	 	 	 	 • 8
IV	将来負担比率	率•••••	 	 	 	 • 11
V	資金不足比率	<b>率•••••</b>	 	 	 	 • 16

#### 令和6年度高知県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

#### 第1 審査の基準

この審査は、高知県監査委員監査基準に基づき実施した。

#### 第2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく健全化判断比率等審査

# 第3 審査の対象

令和6年度高知県一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算等に基づき、知事から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類

#### 第4 審査の着眼点

健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であること。

# 第5 審査の実施内容

審査に当たっては、一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算等に基づき、知事から 提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載 した書類、関係帳簿及び証拠書類等を照合するとともに、関係当局の説明を聴取し、実施 した。

#### 第6 審査の結果及び意見

#### 1 審査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であると認められた。

健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質収支額及び連結 実質収支額がいずれも黒字となっていることから、数値としては表示されない。

また、実質公債費比率及び将来負担比率については、早期健全化基準を下回っている。

資金不足比率については、対象の全ての会計において資金不足額は生じておらず、数値としては表示されない。

# 健全化判断比率

		比率		早期健全化	財政再生
比率名	令和5年度	令和6年度	前年度対比	基準	基準
	Α %	В %	B - A	%	%
実質赤字比率	_	_	_	3. 75	5. 0
連結実質赤字比率	_	_	_	8. 75	15.0
実質公債費比率	11. 7	12. 3	0.6	25. 0	35.0
将来負担比率	177. 3	178. 4	1. 1	400.0	

# 資金不足比率

		比率		経営健全化
会計名	令和5年度	令和6年度	前年度対比	基準
	A %	В %	B - A	%
流域下水道事業会計	_	_	_	20.0
電気事業会計	_			20.0
工業用水道事業会計	_			20.0
病院事業会計	_	_	_	20.0
流通団地及び工業団地				20.0
造成事業特別会計				20.0
港湾整備事業特別会計	_	_	_	20.0

# 2 審査の意見

審査の結果、健全化判断比率については早期健全化基準を、資金不足比率については 経営健全化基準を、いずれも下回っていることが認められた。

今後も引き続き健全な財政運営に努められたい。

# 参考

# I 実質赤字比率

- 1 実質赤字比率の対象範囲
  - (1) 範囲
    - 一般会計及び特別会計(次に掲げる特別会計を除く。以下「一般会計等」という。)
    - ア 地方公営企業法第2条の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する企業 (以下「法適用企業」という。)に係る特別会計
    - イ 地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業(法適用企業を除く。以下 「法非適用企業」という。)に係る特別会計
    - ウ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第2条で定める特別会計

### (2) 対象となる一般会計等

- ア 高知県一般会計
- イ 高知県収入証紙等管理特別会計
- ウ 高知県給与等集中管理特別会計
- 工 高知県旅費集中管理特別会計
- 才 高知県用品等調達特別会計
- 力 高知県会計事務集中管理特別会計
- キ 高知県県債管理特別会計
- ク 高知県土地取得事業特別会計
- ケ 高知県災害救助基金特別会計
- コ 高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計
- サ 高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計
- シ 高知県農業改良資金助成事業特別会計
- ス 高知県県営林事業特別会計
- セ 高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計
- ソ 高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計
- タ 高知県高等学校等奨学金特別会計

#### 2 実質赤字比率の趣旨

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率で、

一般会計等の実質赤字の大きさを示すものである。

早期健全化基準及び財政再生基準は、次のとおりである。

早期健全化基準	3.75%
財政再生基準	5.0 %

#### 3 実質赤字比率の算出方法

実質赤字比率= 一般会計等の実質赤字額 標準財政規模

#### 4 基礎となる数値

(1) 一般会計等の実質赤字額

実質赤字額は、次の算式で求められる。

実質赤字額=繰上充用額+ (支払繰延額+事業繰越額)

#### (2) 標準財政規模

地方公共団体の一般財源の標準的な大きさを示す指標で、次の算式で求められる。 標準財政規模=標準税収入額等+普通交付税+臨時財政対策債発行可能額

#### (3) 会計別の実質収支

令和6年度の一般会計等の実質収支は、3,608,369千円の黒字となっている。

(単位:千円)

会計名	歳入	歳出	差引	翌年度に繰り 越すべき財源	実質収支
云川石	A	В	C = A - B	越 9 <b>(</b> ) 2 対 像	C-D
一般会計	498, 591, 638	490, 461, 019	8, 130, 619	4, 524, 724	3, 605, 895
特 別 会 計 (15会計)	215, 324, 514	213, 106, 377	2, 218, 137	2, 215, 663	2, 474
計	713, 916, 152	703, 567, 396	10, 348, 756	6, 740, 387	3, 608, 369

#### 5 比率

実質収支は黒字であり、実質赤字比率は数値としては表示されない。

#### Ⅱ 連結実質赤字比率

- 1 連結実質赤字比率の対象範囲
  - (1) 範囲

公営企業会計を含む県の全ての会計

- (2) 対象となる会計
  - ア 一般会計等

Iの1の(2)のとおり

- イ 法適用企業に係る特別会計
  - (ア) 高知県流域下水道事業会計(以下「下水道事業会計」という。)
  - (イ) 高知県電気事業会計(以下「電気事業会計」という。)

- (ウ) 高知県工業用水道事業会計(以下「工水事業会計」という。)
- (エ) 高知県病院事業会計(以下「病院事業会計」という。)
- ウ 法非適用企業に係る特別会計
  - (ア) 高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計(以下「流通工業事業会計」 という。)
  - (イ) 高知県港湾整備事業特別会計(以下「港湾事業会計」という。)
- エ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第2条で定める特別会計 高知県国民健康保険事業特別会計(以下「国保事業会計」という。)

#### 2 連結実質赤字比率の趣旨

連結実質赤字比率は、県の全ての会計を対象とした実質赤字額及び資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、実質赤字額等の相対的な規模を示すものである。

早期健全化基準及び財政再生基準は、次のとおりである。

早期健全化基準	8.75%
財政再生基準	15.0%

3 連結実質赤字比率の算出方法

連結実質赤字比率= 連結実質赤字額 標準財政規模

#### 4 基礎となる数値

(1) 連結実質赤字額

連結実質赤字額は、ア及びイの合計額がウ及びエの合計額を超える場合の当該超過額である。

- ア 一般会計等及び国保事業会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- イ 公営企業会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ウ 一般会計等及び国保事業会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- エ 公営企業会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

#### (2) 公営企業会計別の資金の剰余額

4つの法適用企業に係る特別会計については11,188,065千円の剰余額が生じている。

また、法非適用企業に係る特別会計については剰余額は生じていない。 内訳は、次のとおりである。

表 1 法適用企業

		会割	十名			流動資産等※1 A	流動負債等※2 B	剰余額 A – B
下	水	道马	事 業	会	計	1, 384, 226	1, 202, 728	181, 498
電	気	事	業	会	計	8, 381, 385	391, 199	7, 990, 186
工	水	事	業	会	計	846, 730	27, 489	819, 241
病	院	事	業	会	計	5, 178, 023	2, 980, 883	2, 197, 140
			+			15, 790, 364	4, 602, 299	11, 188, 065

- **※** 1 流動資産等= (流動資産-控除財源-控除額) +解消可能資金不足額
- **※** 2 流動負債等= (流動負債-控除企業債等-控除未払金等-控除額) +算入地方債の現在高

表 2 法非適用企業

(単位:千円) 歳入額 未収入 歳出額 繰越明許 剰余額 会計名 費繰越額 特定財源 В D A-B-C+DΑ 流通工業事業会計 0 1, 203, 346 1, 168, 860 0 (34, 486)港湾事業会計 490, 509 449,844 0 0 (40, 665)計 1, 693, 855 | 1, 618, 704 0

(注) 剰余額に土地収入見込額を加算し、地方債残高及び長期借入金を減算した額が 負の場合、剰余額は0と算定される。

#### (3) 連結実質収支

一般会計等の実質収支額及び公営企業会計の資金不足額(資金剰余額)の内訳は、 次のとおりで、連結実質収支は黒字となっている。

(単位:千円)

(単位:千円)

区分		令和5年度	令和6年度	前年度対比
<i>色刀</i>		A	В	B - A
実質赤字額 (一般会計等)	a	0	0	0
実質赤字額 (国保事業会計)	b	0	0	0
資金不足額 (公営企業会計)	С	0	0	0
実質黒字額 (一般会計等)	d	2, 723, 923	3, 608, 369	884, 446
実質黒字額 (国保事業会計)	е	1, 577, 304	2, 610, 138	1, 032, 834
資金剰余額 (公営企業会計)	f	11, 936, 076	11, 188, 065	△748, 011
連結実質赤字額 a+b+c-d-e-f		$\triangle$ 16, 237, 303	$\triangle 17, 406, 572$	△1, 169, 269

(注) 公営企業会計は、法適用企業及び法非適用企業に係る特別会計である。

#### 5 比率

連結実質収支は黒字であり、連結実質赤字比率は数値としては表示されない。

#### Ⅲ 実質公債費比率

- 1 実質公債費比率の対象範囲
  - (1) 範囲

公営企業会計を含む県の全ての会計、一部事務組合及び広域連合

- (2) 対象となる会計等
  - ア 一般会計等

Iの1の(2)のとおり

イ 公営企業会計

Ⅱの1の(2)のイ及びウのとおり

- ウ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第2条で定める特別会計 II の1の(2)のエのとおり
- エ 一部事務組合(対象となる法人) 高知県・高知市病院企業団
- オ 広域連合 対象となる法人はない。
- 2 実質公債費比率の趣旨

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率(3か年の平均)で、この比率が高いほど財政運営が逼迫していることを示している。

早期健全化基準及び財政再生基準は、次のとおりである。

早	期候	建 全	主 化	基	準	25.0%
財	政	再	生	基	準	35.0%

3 実質公債費比率の算出方法

(地方債の元利償還金+準元利償還金) - (特定財源+

実質公債費比率= 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

(3か年平均) 協

標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財 政需要額算入額)

#### 4 基礎となる数値

(1) 地方債の元利償還金

一般会計等の元利償還金で、実質的に一般財源の負担を増加させないものは、実質 公債費比率の算定対象から除かれている。

具体的には、繰上償還額、借換債を財源として償還した額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除き、減債基金積立不足額を考慮して算定した額を加えたものである。

令和4年度から令和6年度までの内訳は、次のとおりである。

(単位:千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公 債 費 ( 一 般 会 計 等 ) a	96, 618, 998	108, 732, 407	104, 654, 906
繰 上 償 還 額 等 b	31, 629, 000	40, 047, 100	37, 962, 000
満期一括償還地方債の元金に係る分 c	8, 536, 000	10, 049, 000	10, 436, 000
積立不足額を考慮して算定した額 d	874, 372	1, 177, 729	487, 804
計 a-b-c+d	57, 328, 370	59, 814, 036	56, 744, 710

#### (2) 準元利償還金

- ア 公債費に準ずると考えられるものや実質的に公債費と変わらないものが算入される。
  - (ア) 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合の1年当たりの元金償還金相当額
  - (イ) 一般会計等からの繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの
  - (ウ) 一部事務組合等の地方債償還の財源に充てたと認められる負担金又は補助金
  - (エ) 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
  - (オ) 一時借入金の利子

イ 令和4年度から令和6年度までの準元利償還金の内訳は、次のとおりである。

(単位:千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
満期一括償還地方債の年度割相当額	11, 537, 229	12, 036, 240	12, 458, 804
公 営 企 業 の 地 方 債 償 還 に 充 て た と 認 め ら れ る 繰 入 金	1, 288, 227	1, 268, 753	1, 469, 538
一部事務組合等の地方債償還の財源に 充 て た と 認 め ら れ る 負 担 金	865, 770	812, 123	900, 958
公債費に準ずる債務負担行為に 係 る も の	558, 639	568, 027	529, 408
一 時 借 入 金 の 利 子	48, 253	62, 688	0
計	14, 298, 118	14, 747, 831	15, 358, 708

#### (3) 特定財源

地方債の元利償還金及び準元利償還金の財源に充当することのできる特定財源で、 その令和4年度から令和6年度までの内訳は、次のとおりである。

(単位:千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
貸付金の元利償還金	306, 068	309, 611	314, 882
公 営 住 宅 使 用 料	262, 050	287, 506	313, 349
そ の 他	38, 752	1, 825, 593	2, 228, 962
計	606, 870	2, 422, 710	2, 857, 193

#### (4) 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

地方債に係る元利償還及び準元利償還に要する経費として、普通交付税の額の算定 に用いる基準財政需要額に算入された額で、次のものが対象となる。

#### ア 地方債の元利償還金及び準元利償還金

- (ア) 災害復旧費等に係る基準財政需要額
- (イ) 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費
- (ウ) 密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金
- イ 令和4年度から令和6年度までの内訳は、次のとおりである。

(単位:千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
災害復旧費等(元利償還金分)	38, 906, 442	37, 793, 785	35, 241, 408	
事業費補正(元利償還金分)	4 202 422	4 224 274	4, 246, 980	
事業費補正(準元利償還金分)	4, 393, 432	4, 324, 874	4, 240, 900	
密 度 補 正(準元利償還金分)	1, 030, 379	1, 047, 660	1, 030, 380	
計	44, 330, 253	43, 166, 319	40, 518, 768	

#### (5) 標準財政規模

令和4年度から令和6年度までの標準財政規模の内訳は、次のとおりである。

(単位:千円)

			区	分				令和4年度	令和5年度	令和6年度
標	準	税	収	入	額	等	a	84, 746, 796	85, 484, 313	86, 477, 458
普	ù	重	交		付	税	b	182, 543, 288	183, 173, 716	185, 567, 854
臨日	寺財!	政対	策債	発行	<b></b>	能額	С	3, 792, 164	1, 323, 428	615, 449
標	準	財	政	規	模	a+b	+ c	271, 082, 248	269, 981, 457	272, 660, 761

#### 5 比率

上記4の数値により算出した実質公債費比率は、次のとおりで、早期健全化基準 (25.0パーセント)を下回っている。

# 実質公債費比率

令和4年度	令和5年度	令和6年度	3か年の平均
11.77%	12.77%	12.37%	12.3%

#### Ⅳ 将来負担比率

- 1 将来負担比率の対象範囲
  - (1) 範囲

一般会計等、公営企業会計、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第2 条で定める特別会計、一部事務組合、地方公社及び第三セクター等

(2) 対象となる会計等

ア 一般会計等

Iの1の(2)のとおり

イ 公営企業会計

IIの1の(2)のイ及びウのとおり

ウ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第2条で定める特別会計 IIの1の(2)のエのとおり

エ 一部事務組合 Ⅲの1の(2)のエのとおり

才 地方公社

該当なし

カ 第三セクター等(対象となる法人)

一般社団法人高知県森林整備公社

2 将来負担比率の趣旨

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する 比率で、地方債等の負担の重さをその残高で示すものである。

早期健全化基準は、次のとおりである。

なお、財政再生基準は、設けられていない。

早	期(	建生	È 化	差	準	400.0%
財	政	再	生	基	準	

3 将来負担比率の算出方法

将来負担額- (充当可能基金額+特定財源見込額 +地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)

将来負担比率= -

標準財政規模ー(元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額)

- 4 基礎となる数値
  - (1) 将来負担額

ア 将来負担額は、次の額の合計額であり、1,010,491,891千円となる。

- (ア) 一般会計等の令和6年度末における地方債現在高
- (イ) 債務負担行為に基づく支出予定額
- (ウ) 一般会計等以外の地方債の元金償還に充てるための一般会計等からの繰入見 込額
- (エ) 組合等の地方債の元金償還に充てるための一般会計等の負担見込額
- (オ) 退職手当支給予定額に係る一般会計等の負担見込額

- (カ) 一部事務組合、地方公社及び第三セクター等の負債額等のうち、一般会計等 の負担が見込まれる額
- (キ) 連結実質赤字額
- (ク) 組合等連結実質赤字相当額に係る一般会計等の負担見込額

(単位:千円)

区分	令和5年度	令和6年度	前年度対比
<b>运</b> 力	A	В	B - A
(ア) 地 方 債 の 現 在 高	916, 720, 880	912, 396, 789	△4, 324, 091
(イ) 債務負担行為に基づく支出予定額	4, 014, 875	3, 295, 506	△719, 369
(ウ) 公営企業債等繰入見込額	9, 211, 137	8, 640, 894	△570, 243
(工)組合負担等見込額	6, 019, 970	5, 598, 105	△421, 865
(オ) 退職手当負担見込額	80, 235, 520	77, 254, 405	$\triangle 2,981,115$
(カ) 設立法人の負債額等負担見込額	3, 579, 075	3, 306, 192	△272, 883
(キ) 連 結 実 質 赤 字 額	0	0	0
(ク) 組合連結実質赤字額負担見込額	0	0	0
将 来 負 担 額 (ア)~(ク)の合計	1, 019, 781, 457	1, 010, 491, 891	△9, 289, 566

- イ 各項目の内訳は、次のとおりである。
  - (ア) 一般会計等の令和6年度末における地方債現在高

(単位:千円)

	会計	十名		令和5年度	A	令和6年度	В	前年度対比 B-A
_	般	会	計	904, 052,	783	899, 531,	670	△4, 521, 113
特	別	会	計	12, 668,	097	12, 865	, 119	197, 022
	拉口	ŀ		916, 720,	880	912, 396	, 789	△4, 324, 091

# (イ) 債務負担行為に基づく支出予定額(公債費に準ずるもの)

債務負担行為に基づく支出が確定している額であって、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる支出予定額である。

(単位:千円)

区分	令和5年度 A	令和6年度 B	前年度対比 B-A
森林総合研究所等事業に係るもの	99, 392	61, 506	△37, 886
地方公務員等共済組合に係るもの	904, 220	817, 558	△86, 662
そ の 他	3, 011, 263	2, 416, 442	△594, 821
計	4, 014, 875	3, 295, 506	△719, 369

(ウ) 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てるための一般会計等からの 繰入見込額

(単位:千円)

会計名						令和5年度 A	令和6年度 B	前年度対比 B-A
下	水	道	事 業	会	計	2, 079, 085	2, 140, 273	61, 188
電	気	事	業	会	計	0	0	0
エ	水	事	業	会	計	0	0	0
病	院	事	業	会	計	7, 132, 052	6, 500, 621	△631, 431
流通	工業事	業会計	(宅地造	成事業	美分)	0	0	0
港	湾	事	業	会	計	0	0	0
			計			9, 211, 137	8, 640, 894	△570, 243

(エ) 組合等の地方債の元金償還に充てるための一般会計等の負担見込額

一部事務組合等が起こした地方債の元金の償還に充てるための負担見込額である。

(単位:千円)

組合名	令和5年度 A	令和6年度 B	前年度対比 B-A
高知県・高知市病院企業団	6, 019, 970	5, 598, 105	△421, 865

(オ) 退職手当支給予定額に係る一般会計等の負担見込額

一般職及び特別職の全員が令和6年度末日に自己の都合により退職するものと 仮定した場合に支給すべき退職手当の額(法適用企業の職員を除く。)の合計額 である。

(単位:千円)

			職	員数(人)		負担見込額				
	区分		令 5年度	令 和 6年度	前年度 対 比	令和5年度	令和6年度	前年度対比		
			3 年度 A	B B	B - A	С	D	D-C		
-	般 職	等	11, 306	11,086	△220	80, 223, 676	77, 244, 116	$\triangle 2,979,560$		
特	別	職	1	2	1	11,844	10, 289	△1, 555		
	計		11, 307	11,088	△219	80, 235, 520	77, 254, 405	$\triangle 2,981,115$		

(カ) 一部事務組合、地方公社及び第三セクター等の負債額等のうち、一般会計等 の負担が見込まれる額

県から財政援助を受ける出資法人等の債務に対する損失補償債務等負担見込額は、県が損失補償を付した法人に対する金融機関からの融資(損失補償付債務)を5段階(A、B、C、D、E)に区分し、当該損失補償を付している借入金等の額に、それぞれの評価区分ごとに損失補償債務算入率以上の率を乗じて、損失補償債務等負担見込額を算定する標準評価方式を採用している。

内訳は、次のとおりで、算入率は評価区分に関係なく100パーセントとしている。

(単位:千円)

	;	法人名等			令和5年度	ā A	A 令和6年度		前年度対比
	í	去八名寺	Ť			区分		区分	B - A
出	資	法	人	等	3, 579, 075	_	3, 306, 192	_	△272, 883
	(一社)高	知県森林	整備公社		3, 579, 075	Е	3, 306, 192	Е	△272, 883
		計			3, 579, 075		3, 306, 192		△272, 883

#### (キ) 連結実質赤字額

連結実質赤字比率の算定に用いた連結実質赤字額である。

#### (ク) 組合連結実質赤字相当額に係る一般会計等の負担見込額

組合等の連結実質赤字額相当額のうち、一般会計等の負担見込額が算定の対象となる。

高知県・高知市病院企業団は、地方公営企業法の全部適用企業(公営企業会計)であるため、連結実質赤字額は次の算式で求められる。

連結実質赤字額= (流動負債-控除額等) - (流動資産-控除額等)

令和6年度末では、連結実質赤字は発生していない。

なお、高知県・高知市病院企業団が開設する高知医療センターの令和6年度決算は1,274,247千円の赤字で、当年度未処理欠損金(累積損失)は8,031,741千円となっている。

(単位:千円)

( D	連結実質	重赤字額		負担見込額		県 の
組合名	令和5年度	令和6年度	令和5年度 A	令和 6 年度 B	前年度対比 B-A	負担割合
高知県・高知市 病 院 企 業 団	0	0	0	0	0	2分の1

#### (2) 充当可能基金額

県に設置されている地方自治法第241条の基金のうち、19基金が充当可能基金であり、現金、預金等として保管しているものが算入されている。

(単位:千円)

基金名	令和5年度 A	令和6年度 B	前年度対比 B-A
減債基金ほか18基金	82, 798, 870	84, 101, 039	1, 302, 169

#### (3) 特定財源見込額

ア 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入の見込額で、次のものが対象となる。

- (ア) 国庫支出金等のうち、地方債の償還額等に確実に充当できる額
- (イ) 地方債を原資として貸し付けた当該貸付金の償還金
- (ウ) 公営住宅の賃借料その他の使用料
- イ 内訳は、次のとおりである。

(単位:千円)

区分							令和5年度 A	令和6年度 B	前年度対比 B-A
国	庫	支	出	1	金	等	0	0	0
地方	で 債を則	才源とす	する貸	付金	の償	還金	10, 979, 451	10, 945, 960	△33, 491
公	営	住	宅	使	用	料	5, 119, 066	5, 853, 147	734, 081
			計				16, 098, 517	16, 799, 107	700, 590

### (4) 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

地方債の償還等に要する経費として、公債費又は事業費補正若しくは密度補正により基準財政需要額に算入されることが見込まれる額である。

(単位:千円)

#. 口		和中共存	算入見込額				
費目		測定単位	令和5年度 A	令和6年度 B	前年度対比 B-A		
道路橋りょ	う費	道路の延長	13, 668, 423	13, 452, 338	△216, 085		
河 川	費	河川の延長	10, 294, 906	11, 246, 049	951, 143		
港湾費(港	湾)	外郭施設の延長	3, 518, 835	3, 640, 199	121, 364		
港湾費(漁	港)	外郭施設の延長	750, 138	682, 602	△67, 536		
高 等 学 村	交 費	生徒数	23, 661	7, 748	△15, 913		
衛 生	費	人口	5, 701, 823	5, 205, 276	△496, 547		
こども子育	て費	18 歳以下人口	0	2, 450	2, 450		
高齢者保健福	ā祉費	65歳以上の人口	838, 418	747, 376	△91, 042		
農業行具	改 費	農家数	392, 992	447, 088	54, 096		
林 野 行 耳	改 費	公有以外の林野の面積	5, 540	4,860	△680		
地域振り	興 費	人口	27, 151, 650	22, 172, 038	△4, 979, 612		
公 債	費		456, 377, 350	437, 709, 350	△18, 668, 000		
		計	518, 723, 736	495, 317, 374	△23, 406, 362		

# (5) 標準財政規模

Ⅲの4の(5)のとおり

(6) 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 Ⅲの4の(4)のとおり

#### 5 比率

上記4の数値により算出した将来負担比率は、178.4パーセントとなり、早期健全化基準(400.0パーセント)を下回っている。

#### V 資金不足比率

- 1 資金不足比率の対象範囲
  - (1) 範囲
    - ア 法適用企業に係る特別会計
    - イ 法非適用企業に係る特別会計
  - (2) 対象となる特別会計

公営企業会計 II の1の(2) のイ及びウのとおり

2 資金不足比率の趣旨

資金不足比率とは、公営企業会計ごとの資金の不足額が事業規模に対してどの程度であるかを示すものである。また、資金の不足額とは、一般会計等の実質赤字に相当するものとして公営企業会計ごとに算定した額である。

3 資金不足比率の算出方法

資金不足比率=資金の不足額事業の規模

- 4 基礎となる数値
  - (1) 資金の不足額
    - ア 法適用企業 宅地造成事業以外

資金の不足額= (流動負債-控除企業債等-控除未払金等-控除額)

+算入地方債の現在高- (流動資産-控除財源-控除額)

一解消可能資金不足額

イ 法非適用企業 宅地造成事業

資金の不足額=歳出額+算入地方債の現在高- (歳入額- (繰越明許費繰越額

-未収入特定財源))-土地収入見込額-解消可能資金不足額

(注) 解消可能資金不足額とは、実際に生じている資金不足のうち解消可能 な資金のことで、減価償却費を上回って元金償還費が発生する場合の差額 等が該当する。

- (2) 事業の規模
  - ア 法適用企業=営業収益の額-受託工事収益の額
  - イ 法非適用企業=営業収益に相当する収入の額-受託工事収益に相当する収入の額

# (3) 会計別の資金の不足額

次のとおり各会計とも資金の不足額は生じていない。

表 1 法適用企業

(単位:千円)

会計名						流動負債等 ※1	流動資産等 ※2	資金の不足額	事業の規模
						A	В	A - B	事業の別院
下	水	道	事 業	会	計	1, 202, 728	1, 384, 226	△181, 498	648, 555
電	気	事	業	会	計	391, 199	8, 381, 385	△7, 990, 186	1,660,664
エ	水	事	業	会	計	27, 489	846, 730	△819, 241	171, 366
病	院	事	業	会	計	2, 980, 883	5, 178, 023	△2, 197, 140	11, 943, 629
計						4, 602, 299	15, 790, 364	△11, 188, 065	14, 424, 214

※1 流動負債等=(流動負債-控除企業債等-控除未払金等-控除額)

+算入地方債の現在高

※2 流動資産等=(流動資産-控除財源-控除額)+解消可能資金不足額

表 2 法非適用企業

(単位:千円)

会計名	歳出額等 ※1 A	歳入額等 ※2 B	繰越明許 費繰越額 C	未 収 入 特定財源	土地収入 見 込 額 E	資金の 不足額 A-B+C-D-E	事 業 の 規 模
	71	Ъ	C	D	E	A D'C D L	
流通工業事業会計	1. 168, 860	1, 203, 346	0	0	3, 302, 022	△3, 336, 508	5, 862, 187
港 湾 事 業 会 計	449, 844	490, 509	0	0	532, 265	△572 <b>,</b> 930	243, 088
計	1, 618, 704	1, 693, 855	0	0	3, 834, 287	△3, 909, 438	6, 105, 275

- ※1 歳出額等=歳出額+算入地方債の現在高
- ※2 歳入額等=歳入額+解消可能資金不足額

#### 5 比率

各会計とも資金の不足額が生じていないため、資金不足比率は数値としては表示されない。